

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年6月 25 日答申分

## ○答申の概要

|                       |    |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
|-----------------------|----|

|          |    |
|----------|----|
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
|----------|----|

|                    |    |
|--------------------|----|
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
|--------------------|----|

|          |    |
|----------|----|
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
|----------|----|

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600019号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600015号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成29年12月20日の標準賞与額を44万8,000円、平成30年7月20日の標準賞与額を24万9,000円、同年12月20日の標準賞与額を19万9,000円に訂正することが必要である。

平成29年12月20日、平成30年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成29年12月20日、平成30年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成29年12月20日の標準賞与額を45万円、平成30年7月20日の標準賞与額を25万円、同年12月20日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成29年12月20日、平成30年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における令和元年12月1日から令和5年6月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年12月から令和5年5月までの標準報酬月額については44万円から50万円とする。

令和元年12月から令和5年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年12月から令和5年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成 29 年 12 月  
②平成 30 年 7 月  
③平成 30 年 12 月  
④令和元年 12 月 1 日から令和 5 年 6 月 1 日まで

A社に勤務している期間のうち、請求期間①から③までに係る標準賞与額の記録がなく、請求期間④については、標準報酬月額が給与から控除された厚生年金保険料に見合う記録になっていない。賞与及び給与の明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①から③までについて、請求者から提出された賞与明細書（以下「賞与明細書」という。）及び金融機関から提出された取引明細書（以下「取引明細書」という。）により、請求者は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から③までに係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 44 万 8,000 円、請求期間②は 24 万 9,000 円、請求期間③は 19 万 9,000 円とすることが必要である。

また、請求期間①から③までに係る賞与支払年月日については、取引明細書により確認できる賞与振込日から、請求期間①は平成 29 年 12 月 20 日、請求期間②は平成 30 年 7 月 20 日、請求期間③は同年 12 月 20 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から③までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①から③までについて、賞与明細書及び取引明細書により、請求者は、当該期間にA社から賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、請求期間①は 45 万円、請求期間②は 25 万円、請求期間③は 20 万円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保

険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間④について、請求者から提出された給料明細書、給与所得の源泉徴収票、事業主から提出された令和 4 年分及び令和 5 年分の賃金台帳並びに取引明細書（以下、併せて「給料明細書等」という。）により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

したがって、請求者の令和元年 12 月から令和 5 年 5 月までの期間に係る標準報酬月額については、給料明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、50 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年 12 月から令和 5 年 5 月までの期間に係る請求者の届出及び保険料納付について、不明である旨回答しているが、給料明細書等により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額の記録が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書等により確認できる本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の令和元年 12 月 1 日から令和 5 年 6 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600013号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600016号

## 第1 結論

- 1 請求期間のうち平成22年10月22日から平成23年3月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間のうち平成23年7月21日から同年8月10日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年10月22日から平成23年3月1日まで  
② 平成23年7月21日から同年8月10日まで

私はA社に平成22年10月22日から勤務していたが、約4か月間社会保険に加入させてもらえなかった。しかしながら、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は入社日と同日になるはずである。

また、A社には平成23年7月末日まで在籍していた。有休を取得させてもらえずに退職することになったが、有給休暇を取得していれば、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成23年8月10日になるはずである。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社の事業主は、当該期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無は不明であり、これらを確認できる資料を保有していない旨回答している。

また、請求期間①及び②においてA社の厚生年金保険被保険者となっている複数の者に照会したものの、請求者の当該期間における勤務実態をうかがえる回答はなく、同社が請求期間①及び②当時に加入していたB国民健康保険組合は、データの保存期間経過のため請求者の加入記録は確認できない旨回答している。

さらに、日本年金機構から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届により、A社の事業主がオンライン記録どおりの日付で請求者の資格取得年月日及び資格喪失年月日

を届け出ていたことが確認できる。

加えて、請求者は厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を保有していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。